

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

日・中社会保障協定

日中両国から相手国に派遣される場合の年金保険料の二重払いを解消するための社会保障協定が今月1日に発効。派遣から5年間は自国の年金制度のみに加入する。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

9/ 2(月) 大安	6月決算法人の確定申告ほか
3(火) 赤口	
4(水) 先勝	
5(木) 友引	
6(金) 先負	
7(土) 仏滅	
8(日) 大安	白露、大相撲秋場所初日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
8/26(月)	20,261 ▼450	105.73 △0.91
27(火)	20,456 △195	105.73 ± 0
28(水)	20,479 △23	105.73 ± 0
29(木)	20,461 ▼18	106.10 ▼0.37
30(金)	20,704 △243	106.51 ▼0.41

軽減税率対策補助金の対象要件が緩和

来月から消費税率引上げとともに実施される軽減税率制度に対応したレジの導入・改修などを補助する「軽減税率対策補助金」について、対象要件が緩和されることになりました。

◆9月末までに契約等が完了していれば対象に
本補助金は従来、複数税率対応レジなどについて「今年9月30日までに設置（導入・改修）し、支払いを完了しているもの」が補助の対象となっていました。対応レジの需要が急増していることから、9月末までの設置・支払いが間に合わず補助金を受けられないおそれがあります。

そのため、対象要件を「今年9月30日までに導入・改修に関する契約等の手続きが完了しているもの」に緩和し、9月末までの設置・支払いが間に合わない場合も本補助金の対象とします。

なお、補助金の申請はレジの設置・支払い後に行うため、「補助金申請期限の12月16日までに設置・支払いを完了している」ことが必要となります。

◆要件緩和はA型各種とC1型、C3型

本補助金には、複数税率対応レジや区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機の導入・改修を行う場合の「A型」、電子的受発注システムの改修・入替を行う場合の「B型」、区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修・導入を行う場合の「C型」があります。

このうち、上記の要件緩和が行われるのは、A型各種とC-1型（指定事業者改修・導入）、C-3型（事務機器改修・導入）となり、今年9月30日までに売買契約やシステムの導入・改修に係る契約が締結されているものが補助の対象となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201533

事業継続計画を策定し、災害に備える

毎年、9月1日の「防災の日」を含めた1週間（8月30日～9月5日）は「防災週間」です。

今年も豪雨や地震などによる被害が発生していますが、企業規模に関わらず緊急事態に備えて、最優先で復旧させる事業の選択や、事業に必要な資産について代替策を用意・検討するなど、「事業継続計画（BCP）」の策定が重要となります。

なお、BCPの策定を支援する制度として「中小企業強靱化法」が今年7月16日に施行され、中小企業が策定した「事業継続力強化計画」について経済産業大臣の認定を受けることで、低利融資や信用保証枠の追加などの金融支援や、防災・減災設備に係る特別償却制度を利用できます。

★★★ 9月のチェックポイント ★★★

※10月からの消費税率の引上げに伴ない、軽減税率の対象品目の特定、レジの買い替えやシステムの変更など最終確認をします。

※健保・厚年の新標準報酬月額決定通知書が届き、9月分（10月末納付）から適用されるので、各人に通知すると共に賃金台帳に転記します。

※10月から始まる「全国労働衛生週間」の準備期間。今年のスローガンは「健康づくりは人づくり みんなでつくる 健康職場」です。

※郵便料金の改定に備えて、関係部署への周知を。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

「軽減税率対策補助金」の対象要件の緩和について

中小企業庁は、今年10月の消費税軽減税率制度の実施に向けて、中小事業者による対応レジの導入を幅広く促進するため、軽減税率対策補助金の手続要件を変更します。

◆軽減税率対策補助金の概要

軽減税率対策補助金は、中小企業・小規模事業者等が複数税率対応レジや券売機の導入、受発注システム、請求書管理システムの改修などを行う場合にその経費の一部を補助する制度で、以下の3つの申請タイプがあります。

A型：複数税率対応レジ又は区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を導入又は改修する必要のある事業者が使える補助金です。

B型：電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者が使える補助金です。

C型：軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修・導入を行う必要がある事業者が使える補助金です。

※いずれのタイプにおいても、レジ・券売機、受発注システム、請求書管理システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売・取引しており、将来にわたり継続的に販売や請求書の発行を行うためにこれらを導入又は改修する事業者が対象です。

◆現行制度における補助対象期間について

軽減税率対策補助金は、令和元年(2019年)9月30日までに軽減税率対応レジの設置・支払いが完了したものを本補助金の補助対象としていますが、レジの売買契約から支払い完了まで通常、数週間程度を要することから、現行の要件では、9月中旬に設置できるレジも補助の対象外になるおそれがあります。また、8月後半以降の売買契約が補助金の対象とならない可能性を考慮し、レジメーカー・販売店が受注を抑制せざるを得ない状況にあります。

こうしたことに対応するため、軽減税率制度の円滑な実施を図り、中小事業者による対応レジの導入を幅広く促進する観点から、現行制度における上記補助対象期間に関する取扱いについて、以下のとおり手続き要件を変更します。

◆手続要件の変更について

本補助金の公募要領において軽減税率対応レジの「設置・支払いの期限」を提示することによって、軽減税率制度が始まる今年10月1日の直前(9月30日)までにレジの導入・改修に関する「契約等の手続きが完了」していることを、本補助金の対象要件とするように各種規定類を改めることとします。これにより、9月30日以降に設置・支払いが行われるものも本補助金の対象となります。

なお、補助金の申請はレジの設置・支払い後になるため(事後申請)、12月16日の補助金申請期限までに設置・支払いを完了する必要があります。

◆要件変更に伴う各申請タイプの補助対象期間について

◎軽減税率対応レジ・券売機の導入・改修の支援(A型)

【変更前】令和元年(2019年)9月30日までに補助対象機器等の導入・改修、支払いを完了し、令和元年(2019年)12月16日までに補助金を申請する。

【変更後】令和元年(2019年)9月30日までに補助対象機器等の売買契約やシステムの導入・改修に係る契約を締結し、令和元年(2019年)12月16日までに導入・改修および支払いを完了した上で、補助金を申請する。

◎受発注システムの改修等の支援(B型)

変更なし

◎請求書管理システムの導入・改修の支援(C型)

【変更前】令和元年(2019年)9月30日までに請求書管理システム・事務機器の導入・改修、支払いを完了し、令和元年(2019年)12月16日までに補助金を申請する。

【変更後】令和元年(2019年)9月30日までに請求書管理システム・事務機器の導入・改修に係る契約等を締結し、2019年12月16日までに改修・導入および支払いを完了した上で補助金を申請する。

※C型のうち、ソフトウェア自己導入型(C-2型：中小企業・小規模事業者自らがパッケージ型の製品・サービスを購入し導入する場合)については、従来どおり導入・改修し支払いを完了する日が令和元年(2019年)9月30日までの間であるものが補助の対象になります。